

職発 0405 第 14 号
平成 23 年 4 月 5 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省職業安定局長

東日本大震災に伴う「緊急雇用創出事業実施要領」の
一部改正について

緊急雇用創出事業の実施については、平成 22 年 11 月 26 日職発 1126 第 3 号当職通知の別紙「緊急雇用創出事業実施要領」（以下「実施要領」という。）により行われているところであるが、東日本大震災に伴い、実施要領について、別紙のとおり一部を改正し、本日から適用することとしたので、この取扱いに遺漏なきよう期せられたく、通知する。